

参議院政治改革に関する特別委員会会議録第二号

平成六年十一月九日(水曜日)
午後零時二十一分開会

委員の異動

十月三日

辞任

渡辺 四郎君

補欠選任

千葉 景子君

十月五日

辞任

平野 貞夫君

補欠選任

木暮 山人君

十一月八日

辞任

岩本 久人君

補欠選任

種田 誠君

角田 義一君

肥田美代子君

深田 肇君

渡辺 四郎君

聴濤 弘君

橋本 敦君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

上野 雄文君

岡 利定君

下稲葉耕吉君

松浦 功君

一井 淳治君

本岡 昭次君

木暮 山人君

山下 栄一君

吉川 春子君

委員

岡部 三郎君

片山虎之助君

久世 公義君

佐藤 静雄君

清水 達雄君

永田 良雄君

衆議院議員

政治改革に関する調査特別委員長

政治改革に関する調査特別委員長代理

政治改革に関する調査特別委員長

政治改革に関する調査特別委員長

政治改革に関する調査特別委員長

政治改革に関する調査特別委員長

政治改革に関する調査特別委員長

政治改革に関する調査特別委員長

政治改革に関する調査特別委員長

政治改革に関する調査特別委員長

政治改革に関する調査特別委員長

政治改革に関する調査特別委員長

政治改革に関する調査特別委員長

政治改革に関する調査特別委員長

政治改革に関する調査特別委員長

政治改革に関する調査特別委員長

政治改革に関する調査特別委員長

政治改革に関する調査特別委員長

政治改革に関する調査特別委員長

政治改革に関する調査特別委員長

野中 広務君

堀込 征雄君

三原 朝彦君

堀込 征雄君

○委員長(上野雄文君) 次いで、理事の補欠選任に

○委員長(上野雄文君) 次いで、理事の補欠選任に

○委員長(上野雄文君) 次いで、理事の補欠選任に

○委員長(上野雄文君) 次いで、理事の補欠選任に

○委員長(上野雄文君) 次いで、理事の補欠選任に

○委員長(上野雄文君) 次いで、理事の補欠選任に

○委員長(上野雄文君) 次いで、理事の補欠選任に

○委員長(上野雄文君) 次いで、理事の補欠選任に

別表第一のとおり定めることとしたしております。その内容は、衆議院議員選挙区画定審議会の勧告をそのまま法案化したものであります。

この別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、平成六年八月十一日、すなわち勧告が行われた日現在の区域によるものとし、八月十二日から施行日の前日までの間において同表に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかったものとみなすこととしたしております。

なお、横浜において、行政区の再編成が行われた場合には、神奈川県第七区及び第八区の区域は、勧告で示されているとおり、当該再編成後の行政区の区域により定めるものであります。

第二に、公職選挙法の一部を改正する法律の施行日に関する事項であります。

去る二月四日公布され、その後一部改正が行われた公職選挙法の一部を改正する法律については、この法律の公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとしたしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、原則として、公布の日から施行することとし、横浜市における行政区の再編成に関する事項については、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしたしております。

以上が、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(上野雄文君) 次に、公職選挙法の一部を改正する法律案について、衆議院政治改革に関する調査特別委員長代理から趣旨説明を聴取いたします。大島理森君。

○衆議院議員(大島理森君) ただいま議題となりました衆議院提出の公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容の概略

を御説明申し上げます。

本案は、衆議院において提出された二法律案、すなわち、三塚博君外二十九名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案及び保岡興治君外十名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案を併合して一案とし、修正議決されたものであります。

まず、右の二法律案の趣旨及び衆議院において両法律案が併合修正された経過について、御説明申し上げます。

両法律案はいずれも、連座制を強化して選挙浄化の徹底を期するため、組織的選挙運動管理者等に係る連座制を創設することを主な内容とするものであります。しかしながら、両法律案のこれ以外の内容を比較いたしますと、重複立候補者に対する連座制の強化、組織的選挙運動管理者等に係る買収罪等の法定刑の加重、選挙運動に関する支出の制限規定の適用の明確化及び衆議院議員の選挙以外の選挙についての適用の時期の四点で相違しております。

そこで、両法律案の提出者は、両法律案に共通している組織的選挙運動管理者等に係る連座制については、選挙浄化の徹底を期するため、衆議院議員の新しい選挙制度の発足に際し、これをぜひとも実現すべきであるという観点から、両法律案に対する修正について鋭意協議を重ねたところであります。

その結果、両法律案の内容のうち、組織的選挙運動管理者等に係る連座制の創設及び重複立候補者に対する連座制の強化はこれを探ることとし、組織的選挙運動管理者等に係る買収罪等の法定刑の加重及び選挙運動に関する支出の制限規定の適用の明確化は今後の検討課題として今回はこれを行わないこととし、あわせて、適用の時期については所要の調整を行うことで意見の一致を見ました。また、法律案の修正については、両法律案を併合して行うこととなりました。

以上の経過を経て、衆議院において、両法律案を併合して一案とし、修正議決された次第であります。

次に、本案の内容の概略について御説明申し上げます。

第一は、組織的選挙運動管理者等に係る連座制の強化についてであります。

連座制を強化して選挙浄化を徹底するため、候補者等の選挙浄化に対する責任を問うという新しい観点に立つて、組織的に行われる選挙運動において一定の地位にある者を新たに連座制の対象とすることとしたしております。すなわち、候補者等と意思を通じて組織により行われる選挙運動において、選挙運動の計画の立案、調整または選挙運動に従事する者の指揮、監督その他選挙運動の管理を行う者を「組織的選挙運動管理者等」として位置づけ、組織的選挙運動管理者等が買収罪等を犯して禁錮以上の刑に処せられたときは、執行猶予の言い渡しを受けた場合を含め、候補者等の当選は無効とするともに、連座裁判の確定のときから五年間、当該選挙区において行われる当該公職の選挙について、当該候補者等の立候補を制限することとしたしております。また、この場合において、当該候補者等が衆議院議員の選挙における重複立候補者であつて、比例代表選挙の当選人となつたときは、当該比例代表選挙の当選は無効とするとしております。

次に、組織的選挙運動管理者等に係る連座制の適用の免責についてであります。

組織的選挙運動管理者等に係る連座制は、先ほど申し上げましたとおり、候補者等の選挙浄化に対する責任を問うという観点に立つものでありますので、候補者等と組織的選挙運動管理者等との関係において選挙浄化に対する責任を候補者等に帰することが妥当でない場合、すなわち、組織的選挙運動管理者等の買収罪等に該当する行為がおりもしくは寝返りにより行われたものであるとき、または買収罪等に該当する行為を防止するため候補者等が相当の注意を怠らなかつたときは、連座制を適用しないこととしたしております。

第二は、重複立候補者に対する連座制の強化についてであります。

衆議院議員の選挙における重複立候補者につきましては、小選挙区選挙において連座制の適用により当選無効や立候補制限の対象となる場合において、同時に行われた比例代表選挙の当選が無効とならないことは、連座制の効果として十分であると考えられます。そこで、さきに述べた組織的選挙運動管理者等に係る連座制以外の連座制につきましては、重複立候補者が比例代表選挙の当選人となつた場合において、当該当選人について小選挙区選挙において連座制の適用があるときは、当該比例代表選挙の当選は無効とすることとしたしております。この場合において、連座制の対象となる罪に該当する行為がおりまたは寝返りにより行われたものであるときは、当該当選は無効としないこととしたしております。

第三は、この法律の施行期日及び適用の時期についてであります。

この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日から施行することとし、衆議院議員の選挙については施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後その期日を公示されまたは告示される選挙から、その他の選挙については平成七年三月一日以後その期日を告示される選挙から適用することとしたしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容の概略であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(上野雄文君) 次に、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案について、提出者衆議院政治改革に関する調査特別委員長から趣旨説明を聴取いたします。松永委員長。

○衆議院議員(松永光君) ただいま議題となりました政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容の概略を御説明申し上げます。

議会制民主政治のもとにおいて、政党の機能及び社会的責務はまことに重要であります。また、政党助成法の施行に伴い、同法に基づく政党交付金の交付を受ける政党は、政党交付金を適切に使用すべき大きな責任を負うこととなります。このような観点から、本案は、政党の財産の所有、維持運用その他その目的達成のための業務の運営に資するため、一定の要件に該当する政党に法人格を付与するとともに、政党交付金の交付を受ける政党は法人でなければならないこととし、もって政党の政治活動の健全な発達と民主政治の健全な発展に寄与しようとするものであります。

次に、本案の主な内容について申し上げます。第一は、政党の法人格の取得についてであります。

この法律において法人格を取得することができる政党は、政治団体のうち、所属国会議員を五人以上有するもの、または所属国会議員を有するもので、直近の衆議院議員の総選挙もしくは直近の参議院議員の通常選挙もしくはその前回の通常選挙における当該政治団体の得票率が百分の二以上であるものとしたしております。この要件に該当する政党は、中央選挙管理会の確認を受けた上、主たる事務所所在地において登記することにより、法人格を取得することができることとしたしております。

第二は、法人の設立手続についてであります。さきに述べた要件に該当する政党は、名称、目的、主たる事務所の所在地、代表権を有する者の氏名、所属国会議員の氏名等を届け出るとともに、これにあわせて綱領、党則等の文書を提出して、中央選挙管理会の確認を受けることができることとしたしております。

中央選挙管理会の確認を受けた政党は、確認を受けた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならないこととしたしております。この設立の登記には、名称、目的、主たる事務所、代表権を有する者の氏名及び住所並びに解散の事由を定めたときはその事由

を登記することといたしております。なお、これらの登記事項に変更が生じたときは、変更の登記をしなければならないことといたしております。

第三は、法人の解散等についてであります。法人である政党等は、任意に解散することができ、そのほか、党則等で定める解散の事由が発生したとき、または目的の変更その他により政治団体でなくなったときは、解散することといたしております。

次に、法人である政党がさきに述べた政党の要件に該当しない政治団体となった場合についてであります。このような政治団体は四年間は法人格を失わないこととし、政党の要件に該当することなく四年を経過したときに法人でなくなることといたしております。この場合において、その団体は政治団体としてなお存続することとし、一切の財産は、整理の手続を経て、当該法人でなくなつた政治団体に帰属することといたしております。

なお、法人である政党等が解散したときは解散の登記、法人である政治団体が法人でなくなつたときは法人でなくなつた旨の登記、法人である政党等の清算が終了したときは清算終了の登記、法人でなくなつた政治団体への財産の帰属のために必要な整理が終了したときは整理終了の登記をしなければならないことといたしております。

第四は、政党助成法の改正についてであります。政党助成法に基づく政党交付金の交付の対象となる政党は、法人である政党に限ることといたしております。

以上のほか、法人の管理、清算、登記等について民法及び非訟事件手続法の所要の規定を準用することとし、法人である政党等に対する課税関係については原則として従前の人格なき社団である政党に対する課税関係と同様のものとしたしております。また、この法律の規定に違反する行為に対しては秩序罰としての過料を科することとするなど、所要の規定を設けております。

なお、この法律は公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日の属する

年の翌年の一月一日から施行することといたしております。

以上、本案の主な内容について御説明いたしました。したが、最後に、本案と政党の政治活動の自由との関係について申し上げておきたいと存じます。政党の政治活動の自由は憲法上保障されているところであり、これがいささかも制約されることがあってはならないことは言うまでもありません。そこで、本案の起草に当たりましては、特に行政権が政党の政治活動に介入することがないよう留意したところであります。第一に、「この法律のいかなる規定も、政党の政治活動の自由を制限するものと解釈してはならない。」との解釈規定を設け、その旨を明文で明らかにしたこと、

第二に、法人格を取得することができる政党の要件としては、客観的に明確な基準を用いることとし、具体的には国会議員の数及び国政選挙における得票率としたこと、第三に、政党が行う届け出についての確認は、国会の議決による指名に基づいて任命される委員から成る合議制の中央選挙管理会が行うこととしたこと、第四に、中央選挙管理会が行う確認については、届け出書等の形式上の不備等について行い、いわゆる形式的審査にとどめることとしたこととあります。以上の措置によりまして、政党の政治活動の自由は十分に確保することができるものと判断しているところであります。

以上が本案の提案の趣旨及び内容の概略であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（上野雄文君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長（上野雄文君） 次に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。野中自治大臣。

○国務大臣（野中広務君） ただいま議題となりました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案につきまして、提案理由とその内容の概略を御説明申し上げます。この法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員または長の任期が平成七年三月、四月または五月中に満了することとなりますので、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、選挙の円滑な執行と執行経費の節減を図るため、これらの選挙の期日を統一し、これに伴う公職選挙法の特例を定め、その他所要の規定の整備を行うとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。次に、この法律案の内容の概略につきまして御説明申し上げます。

第一に、期日を統一する選挙の範囲につきましては、（一）明年三月から五月までの間に任期が満了することが予定されている地方公共団体の議会の議員または長について、その任期満了による選挙を三月以後に行う場合、（二）これらの議会の議員または長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が発生し、三月から五月の間にその選挙を行うこととなる場合及び（三）明年三月から五月までの間に任期が満了することが予定されていない地方公共団体の議会の議員または長について、選挙を行うべき事由が発生し、三月から五月の間にその選挙を行うこととなる場合について、これらの選挙の期日を統一することといたしております。

第二に、選挙の期日につきましては、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙については四月九日とし、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙については四月二十三日とし、いずれの期日も、日曜日といたしております。

第三に、この法律の規定により統一した期日に

行われる各選挙は、同時選挙の手続によって行うものとして選挙管理事務の簡素化を図るとともに、都道府県選挙の候補者となった者は、関係地域において行われる市区町村の選挙の候補者となることができないこと、任期満了による選挙について寄附等の禁止期間を各選挙の期日前九十日から選挙の期日までの期間とすること、都道府県の議員の選挙に立候補するために退職する市区町村の議員の議員について共済給付金の計算上不利がないようにすること等必要な特例を設けております。

以上が地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の提案理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(上野雄文君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○橋本敦君 ただいま議題となりました統一地方選挙法案に関連をいたしまして質問をしたいと思います。

九一年の地方選挙におきまして大阪でも知事選挙が施行されたわけですが、その選挙に関連をして、今、大阪では重大な政治資金規正法違反の事実が発覚をして捜査が続けられております。これは言うまでもありませんけれども、政治資金の公明、透明性を確保するという、そしてまた府民や国民の政治信頼を高めるといふ、そういった観点からしても看過することのできない重大な事件であります。

この事件の概要は、伝えられるところによりますと、元大阪府の知事室長を務めておりました福田順一氏が知事の中山和雄氏の後援会の事務局長、会計責任者を務めていたのでありますが、この事務局長が政治資金規正法の届け出に際して、実体のない二つの任意団体、海外労働文化研究会、日本伝統文化研究会、これをダミーとしてゼネコ

ン業界等から総額約一億二千万円の政治資金の献金があったにもかかわらず、実際には約四千万円の届け出をしたのみであつたことが明らかとなつたという虚偽の事実記載の容疑として、今、逮捕及び捜査が進められている由であります。

この事実に関連しないかどうか、まず警察庁の答弁を求めます。

○政府委員(垣見隆君) お答えいたします。

ただいま御質問の事案につきましては、大阪府警察におきまして捜査をいたしている事案でございます。平成四年の政治資金収支報告書の作成に当たりまして実際の収入より少ない収入しかなかった旨の虚偽の記載をした政治資金規正法違反容疑で後援会幹部ら三名を逮捕し、後援会事務所等数カ所を捜索するなど、現在捜査中でございます。

○橋本敦君 その容疑事実の概要は、私が指摘したとおりであることは間違いございません。

○政府委員(垣見隆君) 現在捜査中でございますので最終的に確定したものではありませんけれども、ただいま委員御指摘のように、一億数千万円の収入があったにもかかわらず四千万円ほどの収入しかなかった旨の虚偽の記入をした容疑で捜査をいたしているところでございます。

○橋本敦君 この問題で重大なことは、もちろん法律に触れる虚偽記載ということですが、実際一億二千万強の献金があったにもかかわらず四千万余りしか記載をしなかったというその残りの八千万がどこにどのような形でだれの指示で使われたか、この徹底説明がまず第一の問題として重要であることは言うまでもありません。

この問題は、虚偽記載を裏づける事実として、また関係者の本件違法行為の状況や情状的事実にかかわる問題として、捜査としてはこの点が一つの重要な課題として当然追及されねばならないと思ひますが、警察庁、この点はどうですか。

○政府委員(垣見隆君) 御質問の事案につきましては現在捜査中でございますので、詳細についてはお答えを差し控えていただきますが、御指

摘のように、この種事案につきましては、入った金額という収入の使途等は当然裏づけとして捜査をするわけでございまして、それらも含めて関係者からの事情聴取等の捜査をしている段階でございます。

○橋本敦君 その点の捜査は徹底的にやってみてほしい。

そこで、次の問題に移りますが、伝えられているところによりますと、この政治献金は九一年知事選挙で生じた費用の後からの穴埋めに使われた、こう言われています。そうなりますと、まさに地方選挙のその際の費用に、後からであれ、充当したということになります。

言うまでもありませんが、公選法百九十九条及び二百条では、大阪府と請負契約関係にある企業からの選挙に関する寄附は厳しく禁止をされておるわけですね。そして、この金が一括どこから出ているかという点、これは多くの新聞も明らかにしておりますが、大阪府に本店を置く大手ゼネコンやあるいは建設業界、ここを中心として三十社以上にとりまわるところから出されている金だ、こういうことであります。そうなりますと、その三十社以上の献金をした会社で大阪府との請負契約関係に当時あった会社が一括どれとどれ、どれくらいあるか、この点の徹底究明も当然重要であります。そうしませんが、まさに百九十九条、二百条の趣旨が事実上ないがしろにされてしまうということがあるからであります。

それからさらにもう一つの問題は、この二つの任意団体を通じての寄附ということで、実際は政治資金規正法で規制をしております一政治団体への年間百五十万円という限度をオーバーするといふ、そのことが任意団体に対する寄附としては可能になる。それから同時に、企業関係の献金者の名前も明白にしないで献金を事実上処理することができるといふ、そういう問題がある。

だからしたがって、この二つの私が指摘した実体のない任意団体は、そういった政治資金規正法やあるいは公選法の規制を受けないでゼネコン業

界から献金を受け入れている。しかも、その団体から今度は後援会に寄附をするということを通じて百九十九条の問題も事実上ネグれるし、それから政治資金の透明性確保で重要な役割を果たしている政治資金規正法の規制、こういった問題についてこれを無視することができるといふ、実にまさに法の裏をかき許されない役割を果たしている可能性があるわけですね。

この二つの任意団体はまさに実体のない団体であります。この任意団体は、非常に重要なことは、伝えられたところによりますと政治団体と同一住所に置かれていたことが一つ。それからもう一つは、銀行口座を開いたときにこの任意団体の銀行口座番号と政治団体の銀行口座番号が同時に付くられていたから続き番号という、こういう状況があると。もうまさにダミーであります。まさにダミーであります。だから、この点の徹底的な究明ということ、これは政治資金規正法を正しく守っていくという観点から徹底的に解明されねばならない重要な課題である。これがこの問題の第二番目の重要な課題であります。

こういう問題意識を警察庁も持って捜査をしてもらわねばなりませんし、こういう問題がこの事件にはあるという認識を自治大臣としてもしっかりと持っていたら、事案に対する大臣としての姿勢をはっきりさせていただかねばならぬと思うのであります。

警察庁と自治大臣の答弁を求めます。

○政府委員(垣見隆君) お答えいたします。

警察におきましては、刑罰法令に触れる行為につきましては厳正に対処しているところでございまして、本件捜査を行っている大阪府警におきましても、事案の実態に即して厳正に対処するものと承知しております。

○国務大臣(野中広務君) 国家公安委員長として御答弁申し上げます。

ただいま刑事局長が御答弁申し上げましたように、警察におきましては、刑罰法令に違反する行為に対しては厳正に対処するものと承知をい

たしております。

○橋本教君 最後に質問しますが、この問題でもう一つ重要なことは、多くの副知事、元副知事、知事公室長等が関係をする大阪府の中核が関与したという、そういう事件であります。今、中川知事はこういう問題について、この点については明確な答弁を避けておりますけれども、新潟地裁判決を見て明らかなように、この重要な事件について知事がどう関与したかという、この点の解明もこの事件についての重要な課題であります。

私は、あの新潟地裁判決の有罪判決が確定したことを見ても、中川知事がこの件についてどう関与しどう責任をとるべきか、この点についての徹底解明がその次に重要な課題であるということに申し上げ、この点についての捜査をさらに遂げること、また自治大臣として、国家公安委員長として、この点も無視しないで究明するという姿勢に立ってもらうことを要求して、質問を終わります。

○委員長(上野雄文君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(上野雄文君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上野雄文君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(上野雄文君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十八分散会

十月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、海外在住日本人投票制度の法制化に関する請願(第三号)

第三号 平成六年十月五日受理

海外在住日本人投票制度の法制化に関する請願
請願者 ブラジル共和国サンパウロ市アク
リマソン区ビレスダ・モッタ街
二七七 松本はつね外二百三十一
名

紹介議員 寺澤 芳男君

世界の中の日本と言われて久しい今日、G7先進七箇国の中で、在外投票制度を持たない国は日本とイタリアだけである。ブラジル日本都道府県人会連合会では、昭和五十七年に傘下四十六(京都は未加入)の会長連署をもって、日本政府に対し、憲法に定められている基本的な人権に基づき、在外選挙制度を盛り込んだ公職選挙法の改正を訴えたが、昭和六十一年の国会では審議未了のまま廃案となつてゐる。ついで、今日の世界情勢から見て日本の国籍保有者に選挙権があるのは当然と受け止め、海外在住日本人投票制度の実現を図られたい。

十月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(選挙期日)

第一条 平成七年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ)の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という)の議会の議員及び長の選挙にあつては平成七年四月九日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあつては同月二十三日とする。

2 前項の地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成七年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

3 第一項の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長について、選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項若しくは第三項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成七年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項若しくは第三項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定

する期日とする。

(告示の期日)

第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項及び第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日に告示しなければならない。

一 都道府県知事選挙 平成七年三月二十三日

二 指定都市の長の選挙 平成七年三月二十六日

三 都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙 平成七年三月三十一日

四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 平成七年四月十六日

五 町村の議会の議員及び長の選挙 平成七年四月十八日

(同時選挙)

第三条 第一項の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百九十九条第一項の規定により同時に行う。

2 第一項の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第百九十九条第二項の規定により同時に行う。

(重複立候補の禁止)

第四条 第一項の規定により平成七年四月九日に行われる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十三日に行われる選挙における公職の候補者となることのできない。

2 前項の規定により公職の候補者となることのできない者は、公職選挙法第六十八条第三項第

二号（同法第四十六條の二第二項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。）及び第八十六條の四第九項の規定の適用については、同法第八十七條第一項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。（寄附等の禁止期間）

第五條 第一條第一項の規定により行われる選挙（平成七年三月三十一日以後に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙に限る。）について、公職選挙法第九十九條の二及び第九十九條の五の規定を適用する場合には、同法第九十九條の二第一項に規定する期間及び同法第九十九條の五第一項から第三項までに規定する一定期間とは、同法第四項の規定にかかわらず、第一條第一項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

（共済給付金の特例）

第六條 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）の議会の議員が第一條の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙における公職の候補者となるため平成七年三月三十一日に退職した場合又は同日に当該公職の候補者としての届出がされたことにより公職選挙法第九十條の規定により当該市町村の議会の議員の職を辞したものとみなされた場合であつて、政令で定める場合におけるその者に係る地方公務員等共済組合法（昭和三十一年法律第五十二号）第五十八條に規定する共済給付金については、その者は、当該市町村の議会の議員の任期満了の日（その日が平成七年四月九日以後であるときは、同月八日）まで引き続き当該議員として在職したものとみなす。

（政令への委任）

第七條 第二條から前条までに規定するもののほか、第一條の規定により地方公共団体の議会の議員及び長の選挙が行われることに伴い必要とされる事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律の施行の日から公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日の前日までの間においては、第四條第二項中「第六十八條第三項第二号」とあるのは「第六十八條第一項第二号」と、「第八十六條の四第九項」とあるのは「第八十六條第九項」とする。

十一月二日本委員会に左の案件が付託された。（予備審査のための付託は十月二十五日）

- 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

十一月四日本委員会に左の案件が付託された。

- 海外在住日本人投票制度の法制化に関する請願（第二八四号）（第二九七号）
- 都道府県議会議員選挙の選挙運動期間短縮に関する請願（第三三三号）
- 海外在住日本人投票制度の法制化に関する請願（第三七一号）

第二八四号 平成六年十月二十五日受理

- 海外在住日本人投票制度の法制化に関する請願者 ブラジル共和国リオグランデス・スール州ピアモン四八五ノ一、七

六三 鈴木昭男外七十二名

- 紹介議員 寺澤 芳男君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第二九七号 平成六年十月二十六日受理

- 海外在住日本人投票制度の法制化に関する請願者 ブラジル共和国リオグランデス・スール州グラバタイ市ポルトアレグレ通り四五〇 杉本義雄外百四

十八名

紹介議員 寺澤 芳男君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第三三三号 平成六年十月二十六日受理

都道府県議会議員選挙の選挙運動期間短縮に関する請願

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六 高宮明

紹介議員 片山虎之助君

選挙運動期間については、昭和二十五年の公職選挙法の制定以来、漸次改正がなされ短縮されてきた。都道府県議会議員選挙の選挙運動期間については、昭和五十八年の改正で「十二日間」から「九日間」に短縮されているが、それ以来十年以上経過しており、この間社会情勢も大きく変化している。最近における交通・通信手段等の目覚ましい発達を始めとする社会情勢の変化等を見ても、選挙に要する費用をできる限り削減するということも、選挙運動期間を「九日間」から「七日間」に短縮することが時代の要請に添うものである。ついては、平成七年の統一地方選挙から、都道府県議会議員選挙の選挙運動期間を短縮されたい。

第三七一号 平成六年十月二十七日受理

海外在住日本人投票制度の法制化に関する請願

- 請願者 ブラジル共和国サンパウロ州サンベルナルド市ルジラーモス区ヴィクトリア通りレジア一五六 八木 沼ノ外二百六名

紹介議員 寺澤 芳男君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

十一月七日本委員会に左の案件が付託された。

- 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆）
- 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案（衆）
- 公職選挙法の一部を改正する法律の一部を

改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中 第二百五十一條の三（公務員等の選挙

犯罪による当選無効）を 第二百五十

候補の禁止の効果を生ずる時期）を 第二百五十

一條の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪に

一條の四（公務員等の選挙犯罪による当選無効）

一條の五（当選無効及び立候補の禁止の効果の生

ずる公職の候補者等であつた者の当選無効及び立

候補の禁止）

に改める。

第六十八條第一項第三号中「若しくは第二百五十一條の二」を「第二百五十一條の二」に、「の規定により」を「若しくは第二百五十一條の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止）の規定により」に改め、同条第三項第二号中「若しくは第二百五十一條の二」を「第二百五十一條の三」に改める。

第八十六條第五項第四号中「又は第二百五十一條の二」を「第二百五十一條の二」に、「の規定により」を「又は第二百五十一條の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止）の規定により」に改め、同条第七項及び第九項第三号中「又は第二百五十一條の二」を「第二百五十一條の三」に改める。

第八十六條の四第四項中「又は第二百五十一條の二」を「第二百五十一條の二」に、「の規定により」を「又は第二百五十一條の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等

の二）を「第二百五十一條の二」に、「の規定により」を「又は第二百五十一條の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等

の二）を「第二百五十一條の二」に、「の規定により」を「又は第二百五十一條の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等

の二）を「第二百五十一條の二」に、「の規定により」を「又は第二百五十一條の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等

の二）を「第二百五十一條の二」に、「の規定により」を「又は第二百五十一條の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等

の二）を「第二百五十一條の二」に、「の規定により」を「又は第二百五十一條の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等

衆議院名簿登載者で当選人とならなかつたものが、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙と同時に行われた衆議院（小選挙区選出）議員の選挙に係る第二百五

第二百一十一条第一項中「掲げる者」の下に「又は第二百一十一条の三（組織的選挙運動管理者等）の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当該選挙運動及び立候補の禁止」第一項に規定する組織的選挙運動管理者等」を、「第二百一十一条の二（選挙運動管理者等）」の下に「又は第二百一十一条の三第一項」

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙に係る第二項の規定による通知又は前項の規定による送付をする場合には、併せて、中央選挙管理会に、

の下に「及び衆議院比例代表選出議員の選挙における当選の無効」を加え、同項第一号及び第二号中「又は前項の規定」を「若しくは前項又は次条第一項の規定」に改め、同条第五項中「前各項の規定」の下に「（第一項後段及び第三項後段の規定並びに前項の規定（衆議院比例代表選出議員の選挙における当選の無効に関する部分に限る。）を除く。）」を加える。

行為が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為に関する限りにおいて、適用しない。

一 前項に規定する罪に該当する行為が当該行

第二百五十四條中「第二百五十一條の二（総括）
 辛者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の停
 止者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止」
 「一項各号に掲げる者」の下に「若しくは第二百

議会の議員及び長の選挙については平成七年
月一日以後その期日を告示される選挙から適用
する。

2 施行日の前日までにその期日を公示された案

政黨交付金の交付を受ける政黨等に対する
法人格の付与に関する法律

目次

第一章 総則（第一条 第四条）

- 第二章 法人の設立等（第五条・第八条）
- 第三章 法人の管理（第九条）
- 第四章 法人の解散等（第十条・第十二条）
- 第五章 税法上の特例（第十三条）
- 第六章 雑則（第十四条・第十五条）
- 第七章 罰則（第十六条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、議会制民主政治における政党の機能及び社会的責務の重要性にかんがみ、政党が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運営することに資するため、政党交付金の交付を受ける政党等に法律上の能力を与え、政党の政治活動の健全な発達を促進を図り、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。

（解釈規定）

第二条 この法律のいかなる規定も、政党の政治活動の自由を制限するものと解釈してはならない。

（定義）

第三条 この法律において「政党」とは、政治団体（政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第三条第一項に規定する政治団体をいう。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの
- 二 前号の規定に該当する政治団体に所属してない衆議院議員又は参議院議員を有するもので、直近において行われた衆議院議員の総選挙（以下単に「総選挙」という。）における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙（以下単に「通常選挙」という。）若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙に

おける当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であるもの

- 2 前項各号の規定は、他の政党（政治資金規正法第六條第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により政党である旨の届出をしたものに限る。）に所属している衆議院議員又は参議院議員が所属している政治団体に ついては、適用しない。

（法人格の取得等）

- 第四条 中央選挙管理会の確認を受けた政党は、その主たる事務所の所在地において登記することにより、法人となる。
- 2 この法律の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

第二章 法人の設立等

（確認）

第五条 政党は、次に掲げる事項を中央選挙管理会に届け出て、中央選挙管理会の確認を受けることができる。

- 一 名称
- 二 目的
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 代表権を有する者の氏名及び住所
- 五 解散の事由を定めたときは、その事由
- 六 所属する衆議院議員又は参議院議員の氏名、住所及び衆議院の小選挙区選出議員若しくは比例代表選出議員又は参議院の比例代表選出議員若しくは選挙区選出議員の別並びに当該衆議院議員又は参議院議員が選出された選挙の期日
- 七 第三条第一項第二号に該当する政党としてこの項の規定による届出をするものにあつては、直近において行われた総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた通常選挙若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙の比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙に

くは選挙区選出議員の選挙における当該政党の得票総数

- 2 政党は、前項各号に掲げる事項を届け出る場合には、次に掲げる文書を併せて提出しなければならない。
- 一 綱領その他の当該政党の目的、基本政策等を記載した文書
- 二 党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を記載した文書（以下「党則等」という。）
- 三 当該政党に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名その他の前項第六号に掲げる事項を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書及び当該政党以外の政党に所属していないことを当該衆議院議員又は参議院議員が誓う旨の宣誓書

3 第一項の規定による届出に係る文書の様式その他の必要な事項は、自治省令で定める。

（届出に関する説明聴取等）

第六条 中央選挙管理会は、前条第一項の規定による届出書若しくは当該届出書に併せて提出する文書（以下「届出書等」という。）に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、当該届出書等を提出した者に対して、説明を求め、又は当該届出書等の訂正を命ずることができる。

（設立の登記等）

第七条 政党は、第五条第一項の規定による中央選挙管理会の確認を受けた日の翌日から起算して二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければならない。

- 2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。
- 一 名称
- 二 目的
- 三 主たる事務所
- 四 代表権を有する者の氏名及び住所
- 五 解散の事由を定めたときは、その事由
- 3 前項各号に掲げる事項に変更を生じたとき

は、その日の翌日から起算して二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条、第四十四条第一項、第四十八条及び第五十条の規定は第四條第一項の規定による法人である政党又は政治団体（以下「法人である政党等」という。）について、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一百七十七条第一項、第一百九条から第二百一一条まで及び第二百二十四条の規定は前条第一項及び第三項の規定による登記並びに法人である政党等の主たる事務所の移転の登記について、それぞれ準用する。この場合において、民法第四十三条中「定款又ハ寄附行為」とあるのは「綱領等」と、同法第四十四條第一項中「理事」とあるのは「代表権ヲ有スル者」と、同法第四十八條第一項中「二週間内」とあるのは「二週間以内」と、「第四十六條第一項二定メタル登記ヲ為シ其他ノ事務所ヲ移転シタルトキハ旧所在地ニ於テハ三週間内ニ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ四週間内ニ第四十六條第一項」とあるのは「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七條第二項」と、非訟事件手続法第二百二十条中「定款、理事ノ資格ヲ証スル書面及ビ主務官庁（其権限ノ委任ヲ受ケタル行政庁ヲ含ム）次条ニ於テ之ニ同意」ノ許可書又ハ其認証アル書」とあるのは「中央選挙管理会ノ確認ヲ受ケタルコトヲ証スル書面」と、同法第二百一一条中「登記事項ノ変更アリタルコトヲ証スル」とあるのは「登記事項ノ変更アリタルコトヲ証スル代表権ヲ有スル者ノ記名押印シタル書面（代表権ヲ有スル者ノ変更ノ場合ニ於テハ当該変更アリタルコトヲ証スル他ノ代表権ヲ有スル者ノ記名押印シタル書面（他ニ当該書面ヲ作成シ得ベキ代表権ヲ有スル者ナキトキハ当該変更アリタルコトヲ証スル代表権ヲ有スル者及ビ代表権ヲ有スル二至リタル者ノ記名押印シタル書

面」と、同法第二百四十四条中「同法第五十五条第一項、第五十六条乃至第五十九条、第六十二条及び第六十三条」とあるのは「同法第五十五条第一項及び第五十六条乃至第五十九条」と読み替えるものとする。

第三章 法人の管理

第九條 民法第五十二条第一項、第五十三条、第五十四条、第五十七条、第五十八条及び第五十九条第一号の規定は、法人である政党等について準用する。この場合において、同法第五十二条第一項中「理事」とあるのは「代表権ヲ有スル者」と、同法第五十三条中「理事」とあるのは「代表権ヲ有スル者」と、「定款ノ規定又ハ寄附行為ノ趣旨ニ違反スルコトヲ得ズ又ハ社団法人ニ在リテハ總會ノ決議ニ従フコトヲ要ス」とあるのは「党則等（党則、規約其他ノ当該政党ノ組織、管理運営等ニ関スル事項ヲ定メタル文書ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ規定ニ違反スルコトヲ得ズ」と、同法第五十四条中「理事ノ代理権」とあるのは「代表権ヲ有スル者ノ代理権」と、同法第五十七条中「理事」とあるのは「代表権ヲ有スル者」と、「代理権」とあるのは「代表権」と、「前条ノ規定ニ依リテ」とあるのは「党則等ノ定ムル所ニ依リテ」と、同法第五十八条中「定款、寄附行為又ハ總會ノ決議」とあるのは「党則等」と読み替えるものとする。

第十條 法人である政党等は、任意に解散することができる。

二 目的の変更その他により政治団体でなくなつたとき。

三 法人である政党等が解散したときは、その日の翌日から起算して二週間以内に、その主たる事務所所在地において、解散の登記をしなければならぬ。

四 第四條第一項の規定による法人である政党が第三條第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となつた場合において、当該政治団体が同項各号のいずれにも該当することなくその日の翌日から起算して四年を経過したときは、当該政治団体は、法人でなくなるものとする。この場合において、当該団体は、政治団体として、なお存続するものとする。

五 第三項の規定は、前項の規定により法人である政治団体が法人でなくなつた場合について準用する。この場合において、第三項中「解散の登記」とあるのは「法人でなくなつた旨の登記」と、「解散の旨」とあるのは「法人でなくなつた旨」と読み替えるものとする。

六 前項の規定による登記の申請書には、当該政治団体が法人でなくなつた旨を証する当該政治団体の代表権を有する者の記名押印した書面を添付しなければならない。

第十一條 法人である政党等の清算が終了したときは、その日の翌日から起算して二週間以内に、その主たる事務所所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

二 前項の規定は、前条第四項の規定により法人でなくなつた政治団体に係る次条第二項において準用する民法第七十二条第一項の規定による財産の帰属に係る財産の整理が終了した場合について準用する。この場合において、前項中「清算終了の登記」とあるのは、「整理終了の登記」と読み替えるものとする。

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第十二條 民法第七十二条から第七十六条まで及び第七十八条から第八十二条まで並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条から第三十七条ノ二まで、第七十七條第一項、第七十九條、第八十二條及び第八十四條の規定は、

法人である政党等が解散した場合について準用する。この場合において、民法第七十二条第一項中「定款又ハ寄附行為」とあるのは「党則等（党則、規約其他ノ当該政党ノ組織、管理運営等ニ関スル事項ヲ定メタル文書ヲ謂フ以下之ニ同ジ）」と、同法第二項中「定款又ハ寄附行為」とあるのは「党則等」と、「理事ハ主務官庁ノ許可ヲ得テ」とあるのは「代理権ヲ有スル者ハ」と、「処分スルコトヲ得但ハ社団法人ニ在リテハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス」とあるのは「処分スルコトヲ得」と、同法第七十四条中「破産ノ場合ヲ除ク外理事」とあるのは「代理権ヲ有スル者」と、「定款若クハ寄附行為ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキ」とあるのは「党則等ニ別段ノ定アルトキ」と、非訟事件手続法第二百二条中「解散ノ事由ヲ証スル書面及ビ理事ガ清算人タラザル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ証スル書面」とあるのは「解散ノ事由ガ生ジタルコトヲ証スル代表権ヲ有スル者ノ記名押印シタル書面」と、同法第二百二十四条中「同法第五十五条第一項、第五十六条乃至第五十九条、第六十二条及び第六十三条」とあるのは「同法第五十五条第一項及び第五十六条乃至第五十九条」と読み替えるものとする。

二 民法第七十二条第一項、第七十三条から第七十六條まで、第七十八條、第七十九條第一項及び第三項、第八十一條並びに第八十二條並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六條から第三十七條ノ二まで、第七十七條第一項、第七十九條及び第八十二條の規定は、第十條第四項の規定により法人である政治団体が法人でなくなつた場合について準用する。この場合において、民法第七十二条第一項中「財産ハ定款又ハ寄附行為ヲ以テ指定シタル人」とあるのは「一切ノ財産ハ当該法人タル政治団体が法人タラザルニ至リタル場合ニ於テ尚ホ存続スルコトナル政治団体」と、同法第七十三条中「清算ノ目的」とあるのは「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（以下法人格付与法ト称ス）第十二條第二項ニ於テ準用スル民法第七十二条第一項ノ規定ニ依リ財産ノ帰属ニ係ル財産ノ整理（以下財産ノ整理ト称ス）」と、同法第三十七條

及び第三十七條ノ二中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ者」と、同法第百二十四條中「同法第五十五條第一項、第五十六條乃至第五十九條、第六十二條及び第六十三條」とあるのは「同法第五十五條第一項及び第五十六條乃至第五十九條」と読み替へるものとする。

第五章 税法上の特例

第十三条 法人である政党等は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七條の規定を適用する場合においては同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第 号）第八条に規定する法人である政党又は政治団体（以下「法人である政党等」という。）を除く。）」と、同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（法人である政党等を除く。）」と、同法第六十六條の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（法人である政党等を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（法人である政党等を除く。）」とする。

2 法人である政党等は、消費税法（昭和六十三年法律第八十八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。この場合において、法人である政党等が行う同法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等については、同法第九条第一項本文の規定は、適用しない。

3 法人である政党等は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三條の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格の

ない社団等とみなす。

第六章 雑則

第十四条 衆議院議員又は参議院議員の数の算定等（衆議院議員又は参議院議員の数の算定等）

第十四条 衆議院議員又は参議院議員の任期満了により衆議院議員が存在しない場合又は参議院議員の任期満了により参議院議員の一部が存在しない場合における第三条第一項第一号及び第二号に規定する衆議院議員若しくは参議院議員の数の算定又は同条第二項に規定する政治団体の取扱いは、その衆議院の解散若しくは衆議院議員の任期満了により衆議院議員でなくなった者（その衆議院の解散がなく、又はその衆議院議員の任期がなお引き続いてい

2 前項の場合においては、第五条第一項第六号の衆議院議員又は参議院議員には、前項に規定する衆議院議員でなくなった者又は同項に規定する参議院議員でなくなった者が含まれるものとして、同号の規定を適用する。

3 衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における第三条第一項第二号及び第五号第一項第七号に規定する政治団体の得票総数は、当該選挙の期日における届出候補者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六條第一項又は第八項の規定による当該政治団体の届出に係る候補者をいう。）又は所属候補者（同条第七項（同条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は同法第八十六條の四第三項（同条第五項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）

む。）の規定により当該政治団体に所属する者として記載された候補者をいう。）の得票数を合算した数とする。

（得票総数の算定の特例）

第十五条 この法律における政治団体の得票総数の算定については、第三条第一項各号のいずれかに該当する二以上の政治団体が合併した場合において、第五条第一項の規定による届出をするときに当該二以上の政治団体の間で合意された合併に関する文書の写しその他自治省令で定める文書を提出したときは、当該合併後に存続する政治団体にあってはその得票総数を当該合併により解散した政治団体の得票総数を加えて得た数を、当該合併により設立される政治団体にあっては当該合併により解散した政治団体の得票総数を合算した数を、それぞれ当該政治団体の得票総数とみなす。

第七章 罰則

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、政党その他の団体の代表権を有する者又は清算人（第十二条第二項において準用する民法第七十三條に規定する財産の整理を行う者を含む。）は、五十万円以下の過料に処する。

一 第五条第一項の規定による届出について不実の届出をしたとき。

二 第五条第二項の規定により提出すべき文書について不実の記載をした文書を提出したとき。

三 第七条、第十条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第八条において準用する民法第四十八條の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 第十二条第一項又は第二項において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一條第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

五 第十二条第一項又は第二項において準用する民法第八十一條第一項の規定による破産宣告の請求を怠ったとき。

2 第六條の規定により求められた説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同条の規定による命令に違反して届出書等の訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者は、五十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日以後初めてその選挙の期日を公示される総選挙（次条において「新公職選挙法」という。）の総選挙（次条において「新公職選挙法」という。）のすべての当選人について同法の規定による改正後の公職選挙法第百一条第二項又は第百一条の二第二項の規定による告示がされる日の前日までの間におけるこの法律の適用については、第三条第一項第二号中「衆議院議員の総選挙（以下単に「総選挙」という。）における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙」とあるのは「衆議院議員の総選挙（以下単に「総選挙」という。）と、第五条第一項第六号中「衆議院の小選挙区選出議員若しくは比例代表選出議員」とあるのは「衆議院議員」と、同項第七号中「総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙」とあるのは「総選挙」とする。

第三条 この法律における政治団体の得票総数の算定については、施行日の直近において行われた通常選挙の直近において行われた通常選挙の後、施行日の前日までの間において二以上の政党要件を満たす政治団体が合併した場合において、第五条第一項の規定による届出をするときに当該合併について自治省令で定めるところにより併せて届け出たときは、当該合併に係る存

統政治団体にあってはその得票総数に当該合併により解散した政党要件を満たす政治団体の得票総数を加えた数を、当該合併に係る新設政治団体にあっては当該合併により解散した政党要件を満たす政治団体の得票総数を合算した数を、それぞれ当該政治団体の得票総数とみなす。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 政党要件を満たす政治団体 当該合併の日において次のいずれかに該当していた政治団体をいう。

イ 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの

ロ イに該当する政治団体に所属していない衆議院議員又は参議院議員を有するもので、当該合併の日の直近において行われた総選挙（当該合併の日前に新公職選挙法による総選挙が行われた場合にあつては、総選挙における小選挙区選出議員又は比例代表選出議員の選挙）又は当該合併の日の直近において行われた通常選挙若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であるもの

二 存続政治団体 二以上の政党要件を満たす政治団体が合併した場合において、当該合併後に存続することとされた政治団体で当該合併の日において前号イ又はロのいずれかに該当していたものをいう。

三 新設政治団体 二以上の政党要件を満たす政治団体が合併した場合において、当該合併により設立された政治団体で、当該設立の日において第一号イに該当していたもの又は当該合併により解散した政党要件を満たす政治団体の得票総数を合算した数を当該合併により設立された政治団体の得票総数とみなしたときに同号ロに該当していたものをいう。

3 第三号第二項の規定は、前項第一号イ又はロの規定を適用する場合について準用する。この場合において、第三号第二項中「政党」とあるのは「附則第三号第一項に規定する政党要件を満たす政治団体（と、）の規定」とあるのは、「（）の規定（当該合併が政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）附則第一号ただし書に規定する規定の施行の日前に行われた場合にあつては、同法による改正前の政治資金規正法第六号第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定）」と読み替えるものとする。

（政治資金規正法の一部改正）

第四条 政治資金規正法の一部を次のように改正する。

第二十二号の三第一項中「伴わないもの」の下に「及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三号第一項の規定による政党交付金（同法第二十七号第一項の規定による特定交付金を含む。）」を加える。

（地方税法の一部改正）

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四号第五項中「団地管理組合法人並びに」を「団地管理組合法人」に改め、「地縁による団体」の下に「並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第 号）第八号に規定する法人である政党又は政治団体」を加える。

第五十二号第二項第三号中「団地管理組合法人並びに」を「団地管理組合法人」に改め、「地縁による団体」の下に「並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八号に規定する法人である政党又は政治団体」を加える。

第七十二号の五第一項に次の一号を加える。

十一 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八号に規定する法人である政党又は政治団体

第二百九十四号第七項、第三百十二号第三項第三号及び第七百一十号の三十四号第二項中「団地管理組合法人並びに」を「団地管理組合法人」に改め、「地縁による団体」の下に「並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八号に規定する法人である政党又は政治団体」を加える。

（政党助成法の一部改正）

第六条 政党助成法（平成六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第三号第一項中「政党に」を「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第 号）以下「法人格付与法」という。」第四号第一項の規定による法人である政党に」に改める。

この場合において、政党は、法人格付与法第四号第一項の規定による法人である政党である旨を証する登記簿の謄本又は抄本を添付しなければならない。

第二十七号第六項中「第十一号第三項中」を「第十一号第二項中「法人である政党」とあるのは「法人である政治団体」と、同条第三項中」に改める。

（自治省設置法の一部改正）

第七号 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十六号第二項を次のように改める。

2 中央選挙管理会の権限、組織、委員の任命その他の事項については、公職選挙法、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六号）及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第 号）の定めるところによる。

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

第一条 公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の一部を次のように改正する。目次の改正規定中「補欠選挙の特例」に」の下に、「別表第二」を「別表第三」に」を加える。

第十三号第一項の改正規定中「別に法律」を「別表第二」に改める。

第十三号第二項の改正規定中「別表第一に掲げる」を削る。

第十三号第一項の次に一項を加える改正規定中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第十三号に二項を加える改正規定のうち同条第五項中「第一項に規定する法律で定める選挙区」を「別表第一」に改め、同条の改正規定の次に次のように加える。

第十四号中「別表第二」を「別表第三」に改める。

別表第二の改正規定を削る。

別表第一の改正規定中「別表第一を次のように改める」を「別表第二中「別表第二」を「別表第二（第十四号関係）」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える」に、「別表第一（二）を「別表第二（二）」に改める。

附則の改正規定の次に次のように加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十三号関係）

第一区

北海道

札幌市

中央区

南区

西区

第二区

札幌市

北区

東区

第三区 札幌市
白石区
豊平区
第四区 札幌市
手稲区
小樽市
後志支庁管内
第五区 札幌市
厚別区
江別市
千歳市
恵庭市
石狩支庁管内
第六区 旭川市
第七区 留萌市
稚内市
士別市
名寄市
富良野市
上川支庁管内
留萌支庁管内
宗谷支庁管内
第八区 函館市
渡島支庁管内
檜山支庁管内
第九区 室蘭市
苫小牧市
登別市
伊達市
胆振支庁管内
日高支庁管内
第十区

夕張市
岩見沢市
美瑛市
芦別市
赤平市
三笠市
滝川市
砂川市
歌志内市
深川市
空知支庁管内
第十一区 帯広市
十勝支庁管内
第十二区 北見市
網走市
紋別市
網走支庁管内
第十三区 釧路市
根室市
釧路支庁管内
根室支庁管内
青森県
第一区 青森市
五所川原市
東津軽郡
北津軽郡
第二区 十和田市
三沢市
むつ市
上北郡
下北郡
第三区 八戸市
三戸郡

第四区 弘前市
黒石市
西津軽郡
中津軽郡
南津軽郡
岩手県
第一区 盛岡市
紫波郡
第二区 宮古市
久慈市
二戸市
岩手郡
下閉伊郡
九戸郡
二戸郡
第三区 大船渡市
遠野市
一関市
陸前高田市
釜石市
西磐井郡
東磐井郡
気仙郡
上閉伊郡
第四区 水沢市
花巻市
江刺市
北上市
稗貫郡
和賀郡
胆沢郡
宮城
第一区 仙台市

青葉区
太白区
第二区 仙台市
宮城野区
若林区
泉区
第三区 白石市
名取市
角田市
岩沼市
刈田郡
柴田郡
伊具郡
亘理郡
第四区 塩竈市
古川市
多賀城市
宮城郡
黒川郡
加美郡
志田郡
第五区 石巻市
遠田郡
桃生郡
牡鹿郡
第六区 気仙沼市
玉造郡
栗原郡
登来郡
本吉郡
秋田
第一区 秋田市
男鹿市

南秋田郡	河辺郡	第二区	能代市	大館市	鹿角市	鹿角市	北秋田郡	山本郡	第三区	横手市	本荘市	湯沢市	大曲市	由利郡	仙北郡	平鹿郡	雄勝郡	山形県	第一区	山形市	上山市	東村山郡	第二区	米沢市	寒河江市	長井市	南陽市	西村山郡	西川町	朝日町	大江町	東置賜郡	西置賜郡	第三区	新庄市	村山市	天童市	東根市
尾花沢市	西村山郡	河北町	最上郡	第四区	鶴岡市	酒田市	東田川郡	西田川郡	飽海郡	福島県	第一区	福島市	原町市	相馬市	伊達郡	相馬郡	第二区	郡山市	二本松市	安達郡	第三区	白河市	須賀川市	岩瀬郡	西白河郡	東白川郡	石川郡	田村郡	第四区	会津若松市	喜多方市	南会津郡	北会津郡	耶麻郡	河沼郡	大沼郡	第五区	
いわき市	双葉郡	茨城県	第一区	水戸市	下館市	下妻市	笠間市	東茨城郡	常北町	桂村	御前山村	西茨城郡	七会村	岩瀬町	真壁郡	第二区	東茨城郡	茨城町	小川町	美野里町	内原町	大洗町	西茨城郡	友部町	岩間町	鹿島郡	行方郡	第三区	龍ヶ崎市	取手市	牛久市	稲敷郡	江戸崎町	美浦村	阿見町	新利根村	河内村	桜川村
東村	北相馬郡	第四区	那珂湊市	常陸太田市	勝田市	那珂郡	久慈郡	第五区	日立市	高萩市	北茨城市	多賀郡	第六区	土浦市	石岡市	つくば市	稲敷郡	荳崎町	新治郡	筑波郡	第七区	古河市	結城市	水海道市	岩井市	結城郡	猿島郡	栃木県	第一区	宇都宮市	河内郡	上三川町	南河内町	第二区	鹿沼市	日光市	今市市	河内郡

上河内町
河内町
上都賀郡
塩谷郡
第三区
大田原市
矢板市
黒磯市
那須郡
第四区
小山市
真岡市
芳賀郡
下都賀郡
第五区
足利市
栃木市
佐野市
安蘇郡
群馬県
第一区
前橋市
沼田市
勢多郡
利根郡
第二区
桐生市
伊勢崎市
佐波郡
新田郡
蕨本町
笠懸町
山田郡
第三区
太田市
館林市
新田郡
尾島町
新田町

邑楽郡
第四区
高崎市
藤岡市
多野郡
第五区
渋川市
富岡市
安中市
群馬郡
北群馬郡
甘楽郡
碓氷郡
吾妻郡
第一区
浦和市
蕨市
第二区
川口市
鳩ヶ谷市
第三区
草加市
越谷市
第四区
戸田市
朝霞市
志木市
和光市
新座市
第五区
大宮市
与野市
第六区
鴻巣市
上尾市
桶川市
北本市
北足立郡

第七区
川越市
富士見市
上福岡市
第八区
所沢市
入間郡
大井町
三芳町
第九区
飯能市
狭山市
入間市
日高市
入間郡
毛呂山町
越生町
名栗村
第十区
東松山市
坂戸市
鶴ヶ島市
比企郡
第十一区
秩父市
本庄市
深谷市
秩父郡
児玉郡
大里郡
江南町
岡部町
川本町
花園町
寄居町
第十二区
熊谷市
行田市
加須市

羽生市
大里郡
大里村
妻沼町
北埼玉郡
第十三区
岩槻市
春日部市
久喜市
蓮田市
南埼玉郡
第十四区
八潮市
三郷市
幸手市
北葛飾郡
千葉県
第一区
千葉市
中央区
稲毛区
美浜区
第二区
千葉市
花見川区
習志野市
八千代市
第三区
千葉市
若葉区
緑区
市原市
第四区
船橋市
第五区
市川市
本庁管内
行徳支所管内
浦安市

第六区 市川市 第五区に属しない区域 松戸市 本庁管内 常盤平支所管内 六実支所管内 矢切支所管内 東部支所管内 鎌ヶ谷市	第七区 松戸市 第六区に属しない区域 野田市 流山市 東葛飾郡 関宿町	第八区 柏市 我孫子市 東葛飾郡 沼南町	第九区 佐倉市 四街道市 八街市 印旛郡	第十区 銚子市 佐原市 成田市 八日市場市 旭市 香取郡 海上郡 匝瑳郡 第十一区 茂原市 東金市
勝浦市 山武郡 長生郡 夷隅郡 第十二区 館山市 木更津市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 安房郡 東京都	第一区 千代田区 港区 新宿区 第二区 中央区 文京区 台東区 第三区 品川区 大田区	大田区横町特別出張所管内 大田区田園調布特別出張所管内 大田区鶴の木特別出張所管内 大田区久が原特別出張所管内（池上三丁目 に属する区域を除く。） 大田区雪谷特別出張所管内 大田区千束特別出張所管内 大田区矢口特別出張所管内（千鳥一丁目、 千鳥二丁目及び千鳥三丁目に属する区域に 限る。） 大島支庁管内 三宅支庁管内 八丈支庁管内 小笠原支庁管内	第四区	第四区
大田区 第三区に属しない区域 第五区 目黒区 世田谷区 世田谷区下馬出張所管内 世田谷区上馬出張所管内 世田谷区奥沢出張所管内 世田谷区九品仏出張所管内 世田谷区等々力出張所管内 世田谷区上野毛出張所管内 世田谷区用賀出張所管内 世田谷区深沢出張所管内	第六区 世田谷区 第五区に属しない区域 第七区 渋谷区 中野区 第八区 杉並区 第九区 練馬区	練馬区 第一出張所管内 第三出張所管内 第四出張所管内 第五出張所管内 第六出張所管内 光が丘出張所管内 谷原出張所管内 石神井出張所管内 関出張所管内 上石神井出張所管内 大泉東出張所管内 大泉西出張所管内 大泉北出張所管内	第十区 豊島区 練馬区	第十区
第九区に属しない区域 第十一区 板橋区 第十二区 北区 足立区 入谷町、入谷一丁目、入谷二丁目、入谷三 丁目、入谷四丁目、入谷五丁目、入谷六丁 目、入谷七丁目、入谷八丁目、入谷九丁目、 扇一丁目、扇二丁目、扇三丁目、興野一丁 目、興野二丁目、小台一丁目、小台二丁目、 加賀一丁目、加賀二丁目、加賀皿沼町、北 鹿浜町、江北一丁目、江北二丁目、江北三 丁目、江北四丁目、江北五丁目、江北六丁 目、江北七丁目、皿沼一丁目、皿沼二丁目、 皿沼三丁目、鹿浜一丁目、鹿浜二丁目、鹿 浜三丁目、鹿浜四丁目、鹿浜五丁目、鹿浜 六丁目、鹿浜七丁目、鹿浜八丁目、新田一 丁目、新田二丁目、新田三丁目、椿一丁目、 椿二丁目、舎人町、舎人一丁目、舎人二丁 目、舎人三丁目、舎人四丁目、舎人五丁目、 舎人六丁目、西新井栄町三丁目、西新井本 町一丁目、西新井本町二丁目、西新井本町 三丁目、西新井本町四丁目、西新井本町五 丁目、堀之内一丁目、堀之内二丁目、宮城 一丁目、宮城二丁目、本木北町、本木西町、 本木東町、本木南町、本木一丁目、本木二 丁目、谷在家二丁目、谷在家三丁目	第十三区 足立区 第十二区に属しない区域 第十四区 墨田区 荒川区 第十五区 江東区 第十六区 江戸川区 本庁管内	第十三区 足立区 第十二区に属しない区域 第十四区 墨田区 荒川区 第十五区 江東区 第十六区 江戸川区 本庁管内	第十六区	第十六区

江戸川区小松川事務所管内
 江戸川区葛西事務所管内
 江戸川区東部事務所管内
 江戸川区鹿骨事務所管内
 第十七区
 葛飾区
 江戸川区
 第十六区に属しない区域
 第十八区
 武蔵野市
 三鷹市
 小金井市
 第十九区
 小平市
 国分寺市
 国立市
 国無市
 保谷市
 第二十区
 東村山市
 東大和市
 清瀬市
 東久留米市
 武蔵村山市
 第二十一区
 立川市
 昭島市
 日野市
 第二十二区
 府中市
 調布市
 狛江市
 稲城市
 第二十三区
 町田市
 多摩市
 第二十四区
 八王子市
 第二十五区

青梅市
 福生市
 秋川市
 羽村市
 西多摩郡
 神奈川県
 第一区
 横浜区
 中区
 磯子区
 金沢区
 第二区
 横浜区
 西区
 南区
 港南区
 第三区
 横浜区
 鶴見区
 神奈川区
 第四区
 横浜区
 鎌倉市
 逗子市
 三浦郡
 第五区
 横浜区
 戸塚区
 泉区
 瀬谷区
 第六区
 横浜区
 保土ヶ谷区
 旭区
 第七区
 横浜区
 港北区
 緑区

本庁管内
 第八区
 横浜区
 第七区に属しない区域
 川崎市
 宮前区
 第九区
 川崎市
 高津区
 多摩区
 麻生区
 第十区
 川崎市
 川崎区
 幸区
 中原区
 第十一区
 横須賀市
 三浦市
 第十二区
 藤沢市
 高座郡
 第十三区
 大和市
 海老名市
 座間市
 綾瀬市
 第十四区
 相模原市
 第十五区
 平塚市
 茅ヶ崎市
 中郡
 第十六区
 厚木市
 伊勢原市
 愛甲郡
 津久井郡

第十七区
 小田原市
 秦野市
 南足柄市
 足柄上郡
 足柄下郡
 新潟県
 第一区
 新潟市
 第二区
 柏崎市
 両津市
 西蒲原郡
 三島郡
 刈羽郡
 佐渡郡
 第三区
 新発田市
 村上市
 五泉市
 豊栄市
 北蒲原郡
 中蒲原郡
 村松町
 東蒲原郡
 岩船郡
 第四区
 三条市
 新津市
 加茂市
 見附市
 栃尾市
 白根市
 中蒲原郡
 小須戸町
 横越村
 亀田町
 南蒲原郡

第五区	長岡市	小千谷市	古志郡	北魚沼郡	南魚沼郡	第六区	上越市	十日町市	糸魚川市	新井市	中魚沼郡	東頸城郡	中頸城郡	西頸城郡	富山	第一区	富山市	第二区	魚津市	滑川市	黒部市	上新川郡	中新川郡	下新川郡	婦負郡	第三区	高岡市	新湊市	氷見市	砺波市	小矢部市	射水郡	東礪波郡	西礪波郡	石川	第一区	金沢市	第二区
小松市	加賀市	松任市	江沼郡	能美郡	石川郡	第三区	七尾市	輪島市	珠洲市	羽咋市	河北郡	河内郡	羽咋郡	鹿島郡	鳳至郡	珠洲郡	第一区	福井市	足羽郡	吉田郡	第二区	大野市	勝山市	鯖江市	大野郡	坂井郡	今立郡	第三区	敦賀市	武生市	小浜市	南条郡	丹生郡	三方郡	遠敷郡	大飯郡	山梨	第一区
甲府市	塩山市	山梨市	東山梨郡	第二区	富士吉田市	都留市	大月市	東八代郡	西八代郡	南都留郡	北都留郡	第三区	斐崎市	南巨摩郡	中巨摩郡	北巨摩郡	第一区	長野市	須坂市	中野市	飯山市	上高井郡	下高井郡	下水内郡	第二区	松本市	大町市	東筑摩郡	南安曇郡	北安曇郡	更級郡	大岡村	上水内郡	第三区	上田市	小諸市	更埴市	
佐久市	南佐久郡	北佐久郡	小県郡	更級郡	上山田町	埴科郡	第四区	岡谷市	諏訪市	茅野市	塩尻市	諏訪郡	木曾郡	第五区	飯田市	伊那市	駒ヶ根市	上伊那郡	下伊那郡	岐阜	第一区	岐阜市	第二区	大垣市	海津郡	養老郡	不破郡	安八郡	揖斐郡	第三区	関市	美濃市	羽島市	各務原市	羽島郡	本巣郡	山県郡	武儀郡

第四区

高山市

美濃加茂市

可児市

郡上市

加茂郡

可児郡

益田郡

大野郡

吉城郡

第五区

多治見市

中津川市

瑞浪市

恵那市

土岐市

土岐市

恵那市

静岡市

第一区

静岡市

第二区

島田市

焼津市

藤枝市

志太郡

榛原郡

第三区

磐田市

掛川市

袋井市

小笠郡

周智郡

磐田郡

浅羽町

福田町

竜洋町

豊田町

豊岡村

第四区

清水市

庵原郡

第五区

富士宮市

富士市

富士郡

第六区

沼津市

御殿場市

裾野市

駿東郡

第七区

熱海市

三島市

伊東市

下田市

賀茂郡

田方郡

第八区

浜松市

相生町、葵町、葵東一丁目、葵東二丁目、

青屋町、浅田町、旭町、小豆餅一丁目、小

豆餅二丁目、小豆餅三丁目、小豆餅四丁目、

有玉北町、有玉西町、有玉南町、安新町、

安間町、飯田町、池町、石原町、泉町、泉

一丁目、泉二丁目、泉三丁目、泉四丁目、

板屋町、市野町、植松町、瓜内町、江之島

町、海老塚町、海老塚一丁目、海老塚二丁

目、遠州浜一丁目、遠州浜二丁目、遠州浜

三丁目、遠州浜四丁目、老間町、大蒲町、

大島町、大瀬町、大塚町、大柳町、御本町、

尾張町、恩地町、笠井町、笠井上町、笠井

新田町、鍛冶町、春日町、金折町、上浅田

一丁目、上浅田二丁目、上新屋町、上石田

町、上島一丁目、上島二丁目、上島三丁目、

上島四丁目、上島五丁目、上島六丁目、上

島七丁目、神田町、上西町、鴨江町、鴨江

一丁目、鴨江二丁目、鴨江三丁目、鴨江四

丁目、河輪町、北島町、北田町、北寺島町、

木戸町、貴平町、国吉町、倉松町、元目町、

小池町、神立町、紺屋町、御給町、小沢渡

町、子安町、材木町、幸一丁目、幸二丁目、

幸三丁目、幸四丁目、幸五丁目、幸六丁目、

幸七丁目、幸八丁目、幸九丁目、幸十丁目、

幸十一丁目、幸十二丁目、幸十三丁目、幸十四

丁目、幸十五丁目、幸十六丁目、幸十七丁目、

幸十八丁目、幸十九丁目、幸二十丁目、幸二十

一丁目、幸二十二丁目、幸二十三丁目、幸二十

四丁目、幸二十五丁目、幸二十六丁目、幸二十

七丁目、幸二十八丁目、幸二十九丁目、幸三十

丁目、幸三十一丁目、幸三十二丁目、幸三十三

丁目、幸三十四丁目、幸三十五丁目、幸三十六

丁目、幸三十七丁目、幸三十八丁目、幸三十九

丁目、幸四十丁目、幸四十一丁目、幸四十二丁

目、幸四十三丁目、幸四十四丁目、幸四十五丁

目、幸四十六丁目、幸四十七丁目、幸四十八丁

目、幸四十九丁目、幸五十丁目、幸五十一丁

目、幸五十二丁目、幸五十三丁目、幸五十四丁

第九区

浜松市

第八区に属しない区域

天竜市

浜北市

湖西市

磐田郡

龍山村

佐久間町

水窪町

引佐郡

愛知県

第一区

名古屋市

東区

北区

西区

中区

第二区

名古屋市

千種区

守山区

名東区

第三区

名古屋市

昭和区

緑区

天白区	第四区	名古屋市中古屋市	瑞穂区	港区	南区	第五区	名古屋市中古屋市	中村区	熱田区	中川区	第六区	春日井市	小牧市	西春日井郡	第七区	瀬戸市	大府市	尾張旭市	豊明市	愛知郡	第八区	半田市	常滑市	東海市	知多市	知多郡	第九区	津島市	尾西市	稲沢市	中島郡	海部郡	第十区	一宮市	犬山市	江南市	岩倉市	丹羽郡
葉栗郡	第十一区	豊田市	西加茂郡	東加茂郡	第十二区	岡崎市	西尾市	幡豆郡	額田郡	第十三区	碧南市	刈谷市	安城市	知立市	高浜市	第十四区	豊川市	蒲郡市	新城市	北設楽郡	南設楽郡	宝飯郡	第十五区	豊橋市	渥美郡	三重県	第一区	津市	上野市	名張市	安芸郡	阿山郡	名賀郡	第二区	四日市市	四日市市常磐地区市民センター管内	四日市市日永地区市民センター管内	四日市市四郷地区市民センター管内
四日市市内部地区市民センター管内	四日市市塩浜地区市民センター管内	四日市市小山田地区市民センター管内	四日市市川島地区市民センター管内	四日市市桜地区市民センター管内	四日市市河原田地区市民センター管内	四日市市水沢地区市民センター管内	四日市市中部地区市民センター管内	鈴鹿市	鈴鹿市	三重郡	楠町	鈴鹿郡	第三区	四日市市	第二区に属しない区域	桑名市	桑名郡	員弁郡	三重郡	菰野町	朝日町	川越町	第四区	松阪市	久居市	一志郡	飯南郡	多気郡	第五区	伊勢市	尾鷲市	鳥羽市	熊野市	度会郡	志摩郡	北牟婁郡	南牟婁郡	滋賀県
第一区	大津市	滋賀郡	高島郡	第二区	彦根市	長浜市	近江八幡市	八日市市	蒲生郡	神崎郡	愛知郡	犬上郡	坂田郡	東浅井郡	伊香郡	第三区	草津市	守山市	栗太郡	野洲郡	甲賀郡	京都府	第一区	京都市	北区	上京区	中京区	下京区	南区	第二区	京都市	左京区	東山区	山科区	第三区	京都市	伏見区	向日市

長岡京市
乙訓郡
第四区
京都市
右京区
西京区
亀岡市
北桑田郡
船井郡
第五区
福知山市
舞鶴市
綾部市
宮津市
天田郡
加佐郡
与謝郡
中野郡
竹野郡
熊野郡
第六区
宇治市
城陽市
八幡市
久世郡
綴喜郡
相楽郡
第一区
大阪府
第一区
大阪市
中央区
西区
港区
天王寺区
浪速区
生野区
第二区
大阪市
阿倍野区

東住吉区
平野区
第三区
大阪市
大正区
住之江区
住吉区
西成区
第四区
大阪市
北区
都島区
福島区
東成区
城東区
第五区
大阪市
此花区
西淀川区
淀川区
東淀川区
第六区
大阪市
旭区
鶴見区
守口市
門真市
第七区
吹田市
摂津市
第八区
豊中市
第九区
池田市
茨木市
箕面市
豊能郡
第十区
高槻市

三島郡
第十一区
枚方市
交野市
第十二区
寝屋川市
大東市
四條畷市
第十三区
東大阪市
第十四区
八尾市
柏原市
羽曳野市
藤井寺市
第十五区
富田林市
河内長野市
松原市
大阪狭山市
南河内郡
第十六区
堺市
本庁管内
神石出張所管内
百舌鳥出張所管内
金岡出張所管内
五ヶ庄出張所管内
北八下出張所管内
南八下出張所管内
日置庄出張所管内
登美丘出張所管内
新金岡出張所管内
第十七区
堺市
第十六区に属しない区域
第十八区
岸和田市
泉大津市

和泉市
高石市
泉北郡
第十九区
貝塚市
泉佐野市
泉南市
阪南市
泉南郡
兵庫県
第一区
神戸市
東灘区
灘区
中央区
第二区
神戸市
兵庫区
北区
長田区
第三区
神戸市
須磨区
垂水区
第四区
神戸市
西脇市
西野市
三木市
小野市
加西市
美加西郡
加東郡
多可郡
第五区
豊岡市
三田市
川辺郡
城崎郡

出石郡	美方郡	養父郡	朝来郡	水上郡	多紀郡	第六区	伊丹市	宝塚市	川西市	第七区	西宮市	芦屋市	第八区	尼崎市	第九区	明石市	洲本市	津名郡	三原郡	第十区	加古川市	高砂市	加古郡	第十一区	姫路市	第十二区	相生市	龍野市	赤穂市	飾磨郡	神崎郡	揖保郡	赤穂郡	佐用郡	宍粟郡	第一区	奈良市	
添上郡	第二区	大和郡山市	天理市	生駒市	山辺郡	生駒郡	第三区	大和高田市	御所市	香芝市	磯城郡	北葛城郡	第四区	橿原市	桜井市	五條市	宇陀郡	高市郡	吉野郡	和歌山県	第一区	和歌山市	第二区	海南市	橋本市	海草郡	那賀郡	伊都郡	第三区	有田市	御坊市	田辺市	新宮市	有田郡	日高郡	西牟婁郡	東牟婁郡	鳥取県
第一区	鳥取市	倉吉市	岩美郡	八頭郡	気高郡	東伯郡	羽合町	泊村	東郷町	三朝町	関金町	第二区	米子市	境港市	東伯郡	北条町	大栄町	東伯町	赤碕町	西伯郡	日野郡	第一区	松江市	安来市	八束郡	鹿島町	島根町	美保関町	東出雲町	八雲村	八束町	能義郡	隠岐郡	第二区	出雲市	平田市	八束郡	
玉湯町	宍道町	仁多郡	大原郡	飯石郡	簸川郡	第三区	浜田市	益田市	大田市	江津市	邇摩郡	邑智郡	那賀郡	美濃郡	鹿足郡	岡山県	第一区	岡山市	本庁管内	葵町、青江、あけぼの町、旭本町、旭町、天瀬、天瀬南町、石関町、伊島北町、伊島町一丁目、伊島町二丁目、伊島町三丁目、出石町一丁目、出石町二丁目、泉田、いずみ町、伊福町一丁目、伊福町二丁目、伊福町三丁目、伊福町四丁目、今一丁目、今二丁目、今三丁目、今四丁目、今五丁目、今六丁目、今七丁目、今八丁目、今保、今村、岩井一丁目、岩井二丁目、岩井宮裏、岩田町、内山下一丁目、内山下二丁目、浦安西町、浦安本町、浦安南町、駅前町一丁目、駅前町二丁目、駅元町、絵図町、大元一丁目、大元二丁目、大元駅前、大元上町、岡町、奥田、奥田一丁目、奥田二丁目、奥田西町、奥田本町、奥田南町、御舟入町、表町一丁目、表町二丁目、表町三丁目、海岸通一丁目、海岸通二丁目、学南町一丁目、学南町二丁目、学南町三丁目、春日町、金山寺、上																		

中野一丁目、上中野二丁目、関西町、神田町一丁目、神田町二丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、北方四丁目、北長瀬、北長瀬表町一丁目、北長瀬本町、京橋町、京橋南町、京町、京山一丁目、京山二丁目、久米、桑田町、厚生町一丁目、厚生町二丁目、厚生町三丁目、岡南町一丁目、岡南町二丁目、高野尻、国体町、寿町、幸町、鹿田町一丁目、鹿田町二丁目、鹿田本町、市場一丁目、市場二丁目、島田本町一丁目、島田本町二丁目、下石井一丁目、下石井二丁目、下伊福一丁目、下伊福二丁目、下伊福上町、下伊福西町、下伊福本町、下内田町、下中野、下牧、宿、宿本町、昭和町、白石、白石西新町、白石東新町、新福一丁目、新福二丁目、新保、新道、新屋敷町一丁目、新屋敷町二丁目、新屋敷町三丁目、洲崎一丁目、洲崎二丁目、洲崎三丁目、清輝橋一丁目、清輝橋二丁目、清輝橋三丁目、清輝橋四丁目、清輝本町、清心町、船頭町、大安寺中町、大安寺西町、大安寺東町、大安寺南町一丁目、大安寺南町二丁目、大安寺、大供一丁目、大供二丁目、大供三丁目、大供表町、大供本町、高柳西町、高柳東町、立川町、辰巳、田中、谷万成一丁目、谷万成二丁目、玉柏、田町一丁目、田町二丁目、築港栄町、築港新町一丁目、築港新町二丁目、築港ひかり町、築港緑町一丁目、築港緑町二丁目、築港緑町三丁目、築港本町、千鳥町、中央町、津倉町一丁目、津倉町二丁目、津島、津島京町一丁目、津島京町二丁目、津島京町三丁目、津島桑の木町、津島笹が瀬、津島中一丁目、津島中二丁目、津島中三丁目、津島新野一丁目、津島新野二丁目、津島西坂一丁目、津島西坂二丁目、津島西坂三丁目、津島東一丁目、津島東二丁目、津島東三丁目、津島東四丁目、津島福居一丁目、津島福居二丁目、津島本町、津島南一丁目、津島南二丁目、天神町、問屋町、十日市中町、十日市西町、十日市東町、当新田、磨屋町、富田、富浜町、富町一丁目、富町二丁目、豊成、豊成一丁目、豊成二丁目、豊成三丁目、豊浜町、富田町一丁目、富田町二丁目、中井町一丁目、中井町二丁目、中山下一丁目、中山下二丁目、中島田町一丁目、中島田町二丁目、中仙道、中牧、七日市西町、七日市東町、並木町一丁目、並木町二丁目、南輝一丁目、南輝二丁目、南輝三丁目、西市、錦町、西崎一丁目、西崎二丁目、西崎本町、西島田町、西長瀬、西之町、西野山町、西古松、西古松一丁目、西古松二丁目、西古松西町、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、野田四丁目、野田五丁目、野田屋町一丁目、野田屋町二丁目、野殿西町、野殿東町、畑、花尻、花尻あかね町、花尻ききょう町、花尻みどり町、浜野一丁目、浜野二丁目、浜野三丁目、浜野四丁目、原、蕃山町、半田町、番町一丁目、番町二丁目、東島田町一丁目、東島田町二丁目、東中央町、東野山町、東古松、東古松一丁目、東古松二丁目、東古松三丁目、東古松四丁目、東古松五丁目、東古松南町、日吉町、平田、平福一丁目、平福二丁目、広瀬町、福島一丁目、福島二丁目、福島三丁目、福島四丁目、福田、福富中一丁目、福富中二丁目、福富西一丁目、福富西二丁目、福富西三丁目、福富東一丁目、福富東二丁目、福成一丁目、福成二丁目、福成三丁目、福浜町、福浜西町、福吉町、二日市町、舟橋町、兵団、平和町、法界院、奉還町一丁目、奉還町二丁目、奉還町三丁目、奉還町四丁目、本町、松浜町、丸の内一丁目、丸の内二丁目、万成西町、万成東町、万倍、三門中町、三門西町、

目、津島福居一丁目、津島福居二丁目、津島本町、津島南一丁目、津島南二丁目、天神町、問屋町、十日市中町、十日市西町、十日市東町、当新田、磨屋町、富田、富浜町、富町一丁目、富町二丁目、豊成、豊成一丁目、豊成二丁目、豊成三丁目、豊浜町、富田町一丁目、富田町二丁目、中井町一丁目、中井町二丁目、中山下一丁目、中山下二丁目、中島田町一丁目、中島田町二丁目、中仙道、中牧、七日市西町、七日市東町、並木町一丁目、並木町二丁目、南輝一丁目、南輝二丁目、南輝三丁目、西市、錦町、西崎一丁目、西崎二丁目、西崎本町、西島田町、西長瀬、西之町、西野山町、西古松、西古松一丁目、西古松二丁目、西古松西町、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、野田四丁目、野田五丁目、野田屋町一丁目、野田屋町二丁目、野殿西町、野殿東町、畑、花尻、花尻あかね町、花尻ききょう町、花尻みどり町、浜野一丁目、浜野二丁目、浜野三丁目、浜野四丁目、原、蕃山町、半田町、番町一丁目、番町二丁目、東島田町一丁目、東島田町二丁目、東中央町、東野山町、東古松、東古松一丁目、東古松二丁目、東古松三丁目、東古松四丁目、東古松五丁目、東古松南町、日吉町、平田、平福一丁目、平福二丁目、広瀬町、福島一丁目、福島二丁目、福島三丁目、福島四丁目、福田、福富中一丁目、福富中二丁目、福富西一丁目、福富西二丁目、福富西三丁目、福富東一丁目、福富東二丁目、福成一丁目、福成二丁目、福成三丁目、福浜町、福浜西町、福吉町、二日市町、舟橋町、兵団、平和町、法界院、奉還町一丁目、奉還町二丁目、奉還町三丁目、奉還町四丁目、本町、松浜町、丸の内一丁目、丸の内二丁目、万成西町、万成東町、万倍、三門中町、三門西町、

三門東町、南方一丁目、南方二丁目、南方三丁目、南方四丁目、南方五丁目、南方六丁目、三野、三野一丁目、三野二丁目、三野三丁目、三野本町、三浜町一丁目、三浜町二丁目、矢坂西町、矢坂東町、矢坂本町、柳町一丁目、柳町二丁目、山科町、大和町一丁目、大和町二丁目、弓之町、米倉、理大町、若葉町
岡山市一宮支所管内
岡山市津高支所管内
岡山市高松支所管内
岡山市吉備支所管内
岡山市妹尾支所管内
岡山市福田支所管内
岡山市興除支所管内
岡山市足守支所管内
岡山市藤田支所管内
岡山市
第一区に属しない区域
玉野市
邑久郡
児島郡
第三区
津山市
備前市
赤磐郡
和気郡
真庭郡
苦田郡
勝田郡
英田郡
久米郡
第四区
倉敷市
都窪郡
早島町
第五区

笠岡市
井原市
総社市
高梁市
新見市
都窪郡
山手村
清音村
浅口郡
小田郡
後月郡
吉備郡
上房郡
川上郡
阿哲郡
広島県
第一区
広島市
中区
東区
南区
第二区
広島市
西区
佐伯区
大竹市
廿日市市
佐伯郡
第三区
広島市
安佐南区
安佐北区
山県郡
高田郡
第四区
広島市
安芸区
東広島市
安芸郡

越智郡 温泉郡 上浮穴郡 伊予郡 第三区 新居浜市 西條市 川之江市 伊予三島市 東予市 宇摩郡 周桑郡 第四区 宇和島市 八幡浜市 大洲市 喜多郡 西宇和郡 東宇和郡 北宇和郡 南宇和郡 高知県 第一区 高知市 本庁管内 高知市初月支所管内 高知市秦支所管内 高知市朝倉支所管内 高知市鴨田支所管内 高知市一宮支所管内 高知市布師田支所管内 高知市五台山支所管内 高知市三里支所管内 高知市浦戸支所管内 高知市御豊瀬支所管内 高知市長浜支所管内 第二区 高知市 第一区に属しない区域

山内町	長崎県	第一区	長崎市	西彼杵郡	香焼町	伊王島町	高島町	野母崎町	三和町	第二区	島原市	諫早市	西彼杵郡	多良見町	長与町	時津町	琴海町	西彼町	西海町	大島町	崎戸町	大瀬戸町	外海町	北高来郡	南高来郡	第三区	大村市	福江市	東彼杵郡	南松浦郡	杵岐郡	下杵郡	上杵郡	第四区	佐世保市	平戸市	松浦市	北松浦郡
-----	-----	-----	-----	------	-----	------	-----	------	-----	-----	-----	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	------	------	-----	-----	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	------

熊本県 第一区

熊本市
細工町一丁目、細工町二丁目、細工町三丁目、細工町四丁目、細工町五丁目、小沢町、板屋町、西唐人町、魚屋町一丁目、魚屋町二丁目、魚屋町三丁目、川端町、西阿弥陀寺町、古大工町、呉服町一丁目、呉服町二丁目、呉服町三丁目、万町一丁目、万町二丁目、米屋町一丁目、米屋町二丁目、米屋町三丁目、中唐人町、古桶屋町、紺屋阿弥陀寺町、東阿弥陀寺町、鍛冶屋町、紺屋町一丁目、紺屋町二丁目、紺屋町三丁目、船場町一丁目、船場町二丁目、船場町三丁目、横紺屋町、古川町、河原町、上鍛冶屋町、松原町、慶徳堀町、山崎町、練兵町、通町、新鍛冶屋町、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新町四丁目、内坪井町、坪井一丁目、坪井二丁目、坪井三丁目、坪井四丁目、坪井五丁目、坪井六丁目、本丸、二の丸、古京町、古城町、千葉城町、宮内、妙体寺町、薬園町、京町一丁目、京町二丁目、京町本丁、出町、西子銅町、東子銅町、井川淵町、北千反畑町、南千反畑町、南坪井町、上林町、草葉町、城東町、上通町、水道町、手取本町、安政町、中央街、花畑町、下通一丁目、下通二丁目、桜町、辛島町、新市街、紺屋今町、黒髪町大字坪井、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、新屋敷三丁目、大江一丁目、大江二丁目、大江三丁目、大江四丁目、大江五丁目、大江六丁目、画図町大字上無田、画図町大字下無田、画図町大字所島、画図町大字下江津、画図町大字重富、健軍町、新大江一丁目、新大江二丁目、新大江三丁目、大江本町、白山一丁目、白山二丁目、白山三丁目、岡田町、菅原町、九品寺一丁目、九品寺二丁目、九品寺三丁目、九品寺四丁目、九品寺五丁目、九品寺六丁目、清水町大字松崎、清水町大

字龜井、清水町大字万石、清水町大字麻生田、清水町大字室園、清水町大字鬼谷、清水町大字榎木、清水町大字新地、清水町大字山室、清水町大字打越、清水町大字大窪、秋津町沼山津、秋津町秋田、秋津町新町、昭和町、保田窪本町、栄町、南町、東本町、龍田町弓削、龍田町上立田、龍田町陳内、西原一丁目、西原二丁目、西原三丁目、壺川一丁目、壺川二丁目、上熊本一丁目、上熊本二丁目、上熊本三丁目、段山本町、楠一丁目、楠二丁目、楠三丁目、楠四丁目、楠五丁目、楠六丁目、楠七丁目、楠八丁目、東野一丁目、東野二丁目、東野三丁目、東野四丁目、水前寺一丁目、水前寺二丁目、水前寺三丁目、水前寺四丁目、水前寺五丁目、水前寺六丁目、水前寺公園、神水一丁目、神水二丁目、上京塚町、京塚本町、小山町、戸島町、長嶺町、御領町、平山町、鹿嶋瀬町、弓削町、石原町、中江町、吉原町、上南部町、下南部町、子銅本町、室園町、黒髪一丁目、黒髪二丁目、黒髪三丁目、黒髪四丁目、黒髪五丁目、黒髪六丁目、黒髪七丁目、黒髪八丁目、上水前寺一丁目、上水前寺二丁目、国府一丁目、国府二丁目、国府三丁目、国府四丁目、国府本町、出水一丁目、出水二丁目、出水三丁目、出水四丁目、出水五丁目、出水六丁目、出水七丁目、出水八丁目、江津一丁目、江津二丁目、武蔵ヶ丘一丁目、武蔵ヶ丘二丁目、武蔵ヶ丘三丁目、武蔵ヶ丘四丁目、武蔵ヶ丘五丁目、武蔵ヶ丘六丁目、武蔵ヶ丘七丁目、武蔵ヶ丘八丁目、武蔵ヶ丘九丁目、神水本町、湖東一丁目、湖東二丁目、湖東三丁目、新生一丁目、新生二丁目、水源一丁目、水源二丁目、広木町、若葉一丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、若葉四丁目、若葉五丁目、若葉六丁目、花立一丁目、花立二丁目、花立三丁目、花立四丁目、花立五丁目、花立六丁目、沼山津一丁目、沼山津二丁目、沼山

津三丁目、沼山津四丁目、稗田町、津浦町、池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、池田四丁目、池田五丁目、鳥崎一丁目、尾ノ上一丁目、尾ノ上二丁目、尾ノ上三丁目、尾ノ上四丁目、錦ヶ丘、健軍一丁目、健軍二丁目、健軍三丁目、健軍四丁目、健軍五丁目、清水本町、清水亀井町、清水東町、八景水谷一丁目、八景水谷二丁目、八景水谷三丁目、帶山一丁目、帶山二丁目、帶山三丁目、帶山四丁目、帶山五丁目、帶山六丁目、帶山七丁目、保田窪一丁目、保田窪二丁目、保田窪三丁目、保田窪四丁目、保田窪五丁目、桜木一丁目、桜木二丁目、桜木三丁目、桜木四丁目、桜木五丁目、桜木六丁目、渡鹿一丁目、渡鹿二丁目、渡鹿三丁目、渡鹿四丁目、渡鹿五丁目、渡鹿六丁目、渡鹿七丁目、渡鹿八丁目、渡鹿九丁目、健軍本町、打越町、高平一丁目、高平二丁目、高平三丁目、秋津一丁目、秋津二丁目、秋津三丁目、鹿子木町、楠野町、明徳町、小糸山町、改寄町、大鳥居町、梶尾町、鶴羽田町、飛田町、四方寄町、西梶尾町、徳王町、釜尾町、貢町、和泉町、立福寺町、太郎追町、万楽寺町、北追町、硯川町、下硯川町、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、東町四丁目、山ノ神一丁目、山ノ神二丁目、榎町、佐土原一丁目、佐土原二丁目、佐土原三丁目、新南部一丁目、新南部二丁目、新南部三丁目、新南部四丁目、新南部五丁目、新南部六丁目、新南部七丁目、新南部八丁目、新南部九丁目、御領一丁目、八反田一丁目、八反田二丁目、東京塚町、三郎一丁目、三郎二丁目、新外一丁目、月出二丁目、月出三丁目、清水万石一丁目、清水万石二丁目、清水万石三丁目、清水万石四丁目、清水万石五丁目、乗越ヶ丘

第二区
津三丁目、沼山津四丁目、稗田町、津浦町、池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、池田四丁目、池田五丁目、鳥崎一丁目、尾ノ上一丁目、尾ノ上二丁目、尾ノ上三丁目、尾ノ上四丁目、錦ヶ丘、健軍一丁目、健軍二丁目、健軍三丁目、健軍四丁目、健軍五丁目、清水本町、清水亀井町、清水東町、八景水谷一丁目、八景水谷二丁目、八景水谷三丁目、帶山一丁目、帶山二丁目、帶山三丁目、帶山四丁目、帶山五丁目、帶山六丁目、帶山七丁目、保田窪一丁目、保田窪二丁目、保田窪三丁目、保田窪四丁目、保田窪五丁目、桜木一丁目、桜木二丁目、桜木三丁目、桜木四丁目、桜木五丁目、桜木六丁目、渡鹿一丁目、渡鹿二丁目、渡鹿三丁目、渡鹿四丁目、渡鹿五丁目、渡鹿六丁目、渡鹿七丁目、渡鹿八丁目、渡鹿九丁目、健軍本町、打越町、高平一丁目、高平二丁目、高平三丁目、秋津一丁目、秋津二丁目、秋津三丁目、鹿子木町、楠野町、明徳町、小糸山町、改寄町、大鳥居町、梶尾町、鶴羽田町、飛田町、四方寄町、西梶尾町、徳王町、釜尾町、貢町、和泉町、立福寺町、太郎追町、万楽寺町、北追町、硯川町、下硯川町、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、東町四丁目、山ノ神一丁目、山ノ神二丁目、榎町、佐土原一丁目、佐土原二丁目、佐土原三丁目、新南部一丁目、新南部二丁目、新南部三丁目、新南部四丁目、新南部五丁目、新南部六丁目、新南部七丁目、新南部八丁目、新南部九丁目、御領一丁目、八反田一丁目、八反田二丁目、東京塚町、三郎一丁目、三郎二丁目、新外一丁目、月出二丁目、月出三丁目、清水万石一丁目、清水万石二丁目、清水万石三丁目、清水万石四丁目、清水万石五丁目、乗越ヶ丘

荒尾市
玉名市
玉名郡
山鹿市
菊池市
鹿本郡
菊池郡
阿蘇郡
本渡市
牛深市
宇土市
宇土郡
下益城郡
上益城郡
天草郡
第五区
八代市
人吉市
水俣市
八代郡
芦北郡
球磨郡
大分県
第一区
大分市
本庁管内
鶴崎支所管内
大南支所管内
植田支所管内
明野出張所管内
第二区
大分市
第一区に属しない区域
佐伯市
白杵市
津久見市
竹田市

第一区 宮崎市 宮崎郡 東諸県郡 第二区 延岡市 日向市 西都市 児湯郡 東臼杵郡 西臼杵郡 第三区 都城市 日南市 小林市 串間市 えびの市 南那珂郡	北海部郡 南海部郡 大野郡 直入郡 第三区 別府市 日田市 大分郡 玖珠郡 日田郡 第四区 中津市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 西国東郡 東国東郡 速見郡 下毛郡 宇佐郡 宮崎県	北諸県郡 西諸県郡 鹿児島県 第一区 鹿児島市 本庁管内 伊敷支所管内 東桜島支所管内 吉野出張所管内 鹿児島郡 第二区 鹿児島市 第一区に属しない区域 名瀬市 指宿市 揖宿郡 大島郡 第三区 川内市 枕崎市 串木野市 加世田市 川辺郡 日置郡 薩摩郡 第四区 阿久根市 出水市 大口市 国分市 出水郡 伊佐郡 始良郡 第五区 鹿屋市 西之表市 垂水市 曾於郡 肝属郡	熊毛郡 沖縄県 第一区 那覇市 平良市 石垣市 宮古郡 八重山郡 第二区 宜野湾市 浦添市 糸満市 中頭郡 西原町 島尻郡 豊見城村 東風平町 具志頭村 玉城村 知念村 佐敷町 与那原町 大里村 南風原町 仲里村 具志川村 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 南大東村 北大東村 第三区 石川市 具志川市 名護市 沖縄市 中国頭郡 与那城町 勝連町	読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城村 島尻郡 伊平屋村 伊是名村 この表中「本庁管内」とは、市又は区の支所又は出張所の所管区域に属しない区域をいう。 附則第一条中「この法律による改正後の公職選挙法第十三条第一項に規定する法律の施行の日」を「公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成六年法律第 号）の公布の日から起算して一月を経過した日」に改め、同条ただし書中「附則第十条」を「附則第十一条」に改める。 附則第十七条を附則第十八条とし、附則第九条から附則第十六条までを一条ずつ繰り下げ、附則第十八条の次に次の一条を加える。 （別表第二に掲げる行政区画その他の区域の取扱い） 第九条 新法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、平成六年八月十一日現在によつたものであつて、同年八月十二日から施行日の前日までの間において同表に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかつたものとみなす。 第二条 公職選挙法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。 別表第一の改正規定中 港北区を 緑区を 「横浜市 港北区に、緑区 第七区に属しない区 都筑区」
--	--	---	---	--

を「横浜市
青葉区」に改める。

域」

附則第九条中「平成六年八月十一日」の下に
「〔同表中横浜市港北区、緑区、都筑区及び青葉
区の区域にあつては、これらの区が設置された
日。以下この条において「基準日」という。〕」
を加え、「同年八月十二日」を「基準日の翌日」
に改める。

附則

この法律中、第一条の規定は公布の日から、第
二条の規定は公布の日から起算して一月を超えな
い範囲内において政令で定める日から施行する。